

# 青色申告

蒲田会報

No. 770

令和元年

7月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号  
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381  
http://www.kamata-airo.or.jp

発行人 江川 慎郎

## 第19回 定時総会開催

令和元年6月7日(金)午後3時からプラザ・アパ  
アにおいて、第19回定時総会が開催されました。  
今回の代議員制度による定時総会は、代議員19名  
全員の出席により適法に開催、鈴木 聡理事の司会に  
より、石井理事の開会の辞、江川会長のあいさつの後、  
議案審議に入り、全議案を満場一致で可決承認されま  
した。

第1号議案 議事録署名人選出の件

(石井 敏恵氏、山村 幸一氏を選出)

第2号議案 平成30年度 事業報告承認の件

(坂本副会長より報告)

第3号議案 平成30年度 収支決算報告

並びに監査報告承認の件

(鈴木 聡理事、原監事より報告)

第4号議案 役員(理事・監事) 選任に関する件

(坂本副会長より報告)

報告事項 平成31年度 事業計画書

(坂本副会長より報告)

平成31年度 収支予算書

(高野会計理事より報告)

岡部蒲田税務署長と大澤東青連事務所局長からご祝  
辞を賜り、山村理事の閉会の辞により、定時総会は午  
後4時40分に終了しました。定時総会終了後には第  
2回理事会を開催し、会長及び代表理事・副会長3  
名・会計理事が推挙され、満場一致で承認されたこと  
を併せてご報告いたします。

引き続き開催した懇親会では、都税事務所長をはじめ  
ご来賓の方からの祝辞とご挨拶を賜り、「会勢拡大

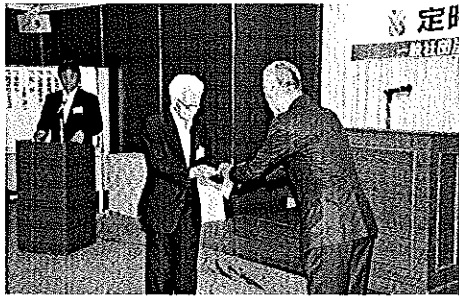
功労者記念品贈呈」を行いまして、近藤副署長の乾杯  
のあいさつの後、歓談を行いました。

【会勢拡大功労者記念品贈呈者】

・本間 勤様

他1名

なお、議案の詳細につきましては、別紙を添付して  
おりますが、「第19回定時総会議案書」をご入用の方  
は、事務局に準備しておりますので、ご来局ください。



会勢拡大功労者記念品贈呈



定時総会 (江川会長)



祝辞 (大田都税事務所 福留所長)



祝辞 (蒲田税務署 岡部署長)

令和元年10月1日から、消費税が変わります！詳しくは



### 都税だより

★令和元年10月1日から自動車の税金が  
変わります

1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境  
性能割」が導入されます

(1)税率は燃費基準達成度に応じて決定し、新  
車、中古車を問わず、非課税、1%、2%及  
び3%の4段階を基本とします(営業車、  
軽自動車の税率は2%が上限です。)

(2)令和元年10月1日から令和2年9月30日  
までの間に取得した「自家用乗用車」につい  
ては、自動車税環境性能割の税率が1%軽減  
されます。

### 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられます

(1)現行の自動車税の名称が、「自動車税種別割」  
に変わります。制度は現行と同様です。

(2)令和元年10月1日以降に初回新規登録を受  
けた「自家用乗用車」については、恒久的に  
自動車税種別割の税額が引き下げられます。

### ★都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時 の「本人確認」書類について

左記のAであれば1種類、それ以外の書類  
(B・C)であれば、Bから2種類又はBとCか  
らそれぞれ1種類の提示が必要です。

A 申請者本人と確認できる官公署が発行した  
書類(顔写真付き)

B 申請者本人と確認できる官公署が発行した  
書類(顔写真なし)

C A、B以外の特定の本人名義の書類

※申請者の本人確認書類は、原本の提示が必要で  
す。なお、郵便で申請される場合は、手続きが異  
なります。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

### 事務局より

◎青色申告特別控除65万円を適用された  
方について

平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定  
申告において、青色申告特別控除65万円を適用  
し、確定申告時に事務局にて、決算仕訳等の指導  
を受けられた方は、12月までに必ず事務局にて記  
帳確認を受けてください。

※会計ソフト等を利用して決算仕訳を入力せず翌期  
に繰り越してしまった場合、税務署へ提出した所  
得税青色申告決算書の申告内容と金額の相違が出  
てしまい、令和1年分の確定申告に青色申告特別  
控除65万円の控除を適用できなくなる場合があ  
ります。

### ◎パソコン会計ソフトを利用している方 は、帳簿の印刷が必要です

帳簿書類の保存方法は、原則として紙による保  
存が必要です。そのため、パソコン会計ソフトを  
利用している方も、帳簿書類(総勘定元帳、仕訳  
帳、現金出納帳、経費帳等)を印刷し、保存が必  
要になります。

※電子帳簿保存の適用を受けるには、税務署へ申  
請手続きが必要です。詳しくは、事務局までお問  
い合わせください。

### ◎お願い

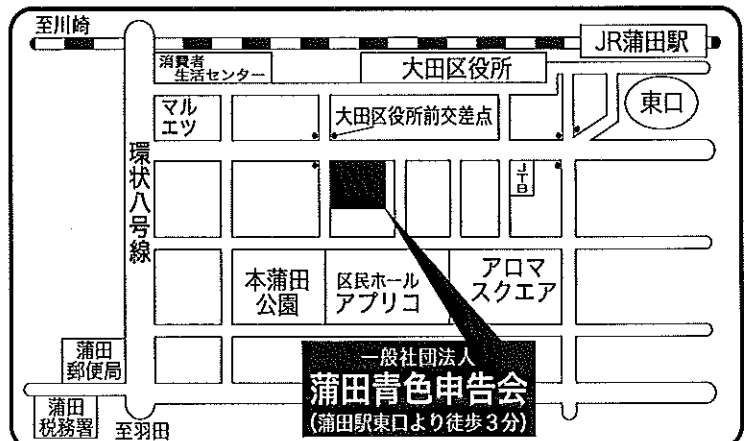
住所・電話番号、その他の変更等や、事業を廃  
業された場合は、変更届・退会届等の手続きが必  
要となりますので、事務局までご連絡頂きますよ  
うお願いします。また、税務署への届出書等の提  
出も必要です。

※引越しをされている場合、事務局から送付する  
ご案内、会報等が届きません。また、廃業等され  
ていても、ご連絡がない場合は、請求月分までの  
会費のお支払いが必要になりますのでご了承ください  
さい。

入会金 2,000円  
会費 年額24,000円  
(月額2,000円)

### 一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



8月13日(火)〜15日(木)は、夏季休暇のため  
事務局を閉めさせていただきます。

### 六月 事業報告

- 五日 東青連定時総会
- 七日 東青連懇親パーティー
- 一〇日 蒲田法人会通常総会
- 一三日 記帳説明会
- 一八日 東青連新任役員会
- 一八日 新規入会者個別記帳指導会
- 一八日 蒲田税務六団体連絡協議会
- 一九日 東京税理士会蒲田支部定期総会
- 二一日 東青連税制政策委員会
- 二七日 源泉所得税上期指導会
- 二七日 蒲田彰和会通常総会
- 東京青色申告会館
- アルカディア市ヶ谷
- 蒲田アピア
- 東京青色申告会館
- 蒲田税務署
- 蒲田税務局
- 蒲田支店
- 蒲田税務局
- 蒲田税務署
- 蒲田アピア
- 蒲田支店